

2024(令和6)年2月22日

東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 6階  
一般社団法人 日本クレジット協会 御中  
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 御中

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司

## 要 請 書

当会は、信販会社ライフティ株式会社に対し、2024年1月30日、集団的被害回復訴訟制度に基づく共通義務確認訴訟（さいたま地方裁判所令和6年（ワ）第220号。以下「本件訴訟」という。）を提起致しました。

その対象消費者から、当会对し、この手続に今後参加したいが、クレジット契約の支払い停止を継続していると、信用情報機関に滞納者として登録され、他のクレジットカード等が利用停止になる不利益を受けるのではないか、という不安の声が多数寄せられています。

そこで、当会は、ライフティ株式会社に対し、別紙申入書を送付致しました。

その要点は、抗弁接続を主張できる消費者の権利を尊重し、日本クレジット協会が策定された個別信用購入あっせんに係る自主規制規則の規定に沿って、当会の共通義務確認訴訟の判断が下されるまでの間、抗弁通知書を送付した対象消費者に対し支払い請求を再開することがないように、また信用情報機関に延滞情報の登録を行うことがないように、申し入れるものであります。

つきましては、ライフティ株式会社の本申入れの趣旨について適正に対応することを注視して頂き、必要に応じて同社に対し助言・指導を行って頂くよう要請する次第であります。

### 添 付 資 料

1. ライフティ株式会社に対する申入書 1通
2. 共通義務確認訴訟の訴状 1通
3. 証拠説明書 1通

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444